

## ユニット 2-2-1 食料・農業・農村基本法概要

### 第1章 はじめに

1961年に、当時の社会経済の動向や見通しを踏まえて、日本の農業の向かうべき道筋を明らかにするものとして農業基本法が制定された。それ以来、約40年が経過する中で、日本の食料・農業・農村をめぐる状況は、我が国経済社会の発展、国際化の著しい進展等により大きく変化した。国民の食生活が大きく変化する一方で、担い手の減少、高齢化の進行、耕作放棄地の増加等の問題が生じた。こうした食生活及び農業生産両面の変化を反映して、供給熱量総合食料自給率は1965年の73%から1999年には40%まで大きく低下した。他方、近年、安全・良質な食料の安定供給や、国土や環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の農業の有する多面的な機能及びその基盤となる農村の役割に対して、国民の期待が高まっている。

このような期待に応え、農業基本法に基づく農政を国民全体の視点から見直し、国民の理解と支持のもと、農業基本法の理念を超えた新たな政策体系を再構築することとし、1999年7月に食料・農業・農村基本法が制定された。

ここでは、まず、農業基本法から、食料・農業・農村基本法までの約40年間の日本の食料・農業・農村の動きを概観しながら、食料・農業・農村基本法制定に至るまでの道のりを説明する。

#### 1.1 日本の食料・農業・農村の推移

##### 1.1.1 1960年代：高度経済成長下の食料・農業・農村

日本経済が戦後復興を遂げる中で、農業生産は、1950年代には戦前の水準まで回復した。しかし、その後のめざましい経済成長過程において、農業従事者と他産業従事者の所得格差が拡大し、一方、農業部門から他産業部門への労働力の移動や、農産物の消費の拡大と需要構造に変化が生じるなど、農業をめぐる環境条件は大きく変化した。

このような状況を踏まえ、1961年に農業の生産性の向上、農業従事者と他産業従事者との生活水準の均衡を目標とする農業基本法が制定された。

基本法においては、生産政策（農業生産の選択的拡大、農業の生産性向上等）、価格・流通政策（農産物価格の安定及び農業所得の確保、農産物の流通合理化等）、構造政策（農業経営の規模拡大、農業経営の近代化、協業の助長等）を3本の柱とする農業政策の方向付けが行われ、この法律のもとで「農業生産の選択的拡大」、「自立経営の育成」等に向けた、各般施策が展開された。

これらの政策のもとで、農業生産面では畜産、園芸の拡大が進み、農業就業者の減少とも相まって、1960年から1967年間の農業就業人口一人当たり農業生産（労働生産性）は年率7.1%と大幅な生産性の向上を実現した。

##### 1.1.2 1970年代：安定成長への移行と食料・農業・農村

驚異的な成長を遂げた日本経済は、1970年のドルショック、1973年の石油ショックを境に国内経済のインフレ（狂乱物価）とそれに続く不況等厳しい局面を経験し、安定成長へと移行した。一方、都市化、工業化の波は全国をおおい、土地利用の混乱と地価高騰、公害の発生等環境問題の深刻化、農村の過疎化等をもたらした。

このような状況のもと、国内の食料消費の伸びも鈍化したものの、食生活の高度化、多様化が進み、これに対応して食品の加工・流通を担う食品産業は大きく成長した。

また、農産物輸入も増加を続け、日本は世界最大の農産物純輸入国となった。

地方圏から大都市圏への人口移動は、勢いを弱めつつも継続した。しかしながら、1974年移行の経済基調の変化とともに、成長よりゆとりや生きがいを求める方向に国民の価値観が移り、地方への定住の動きも見られるようになった。

### 1.1.3 1980年代：国際化の進展と食料・農業・農村

日本経済は、好調な対外輸出等に支えられて景気拡大基調に入った。

国民の食生活を見ると、所得向上、生活様式の変化及び価値観の多様化等を背景に食の多様化が進み、全体的には食料消費の伸びは緩やかなものとなり、栄養的には総体として飽和に近い状態となった。こうしたなかで、日本の風土に根ざし、バランスのとれた日本型食生活が形成されつつあることから、その維持・定着が課題とされた。

大都市への人口集中がさらに進み、他方中山間地域等の条件不利地域では過疎化が進行し、耕作放棄地の増加や活力の低下が見られるなど、地域社会の維持が困難となる地域も見られるようになった。また、農村で農業が行われることによる、国土の保全や水源の涵養、自然資源の保全等の多面的機能に注目する動きも見られるようになった。一村一品運動に代表される農産物の高付加価値化と地場消費の開拓の取組みなど、地域から都市に向けた発信の取組みも活発化してきた。

### 1.1.4 1990年代：新たな国際規律下での食料・農業・農村

日本経済は、1991年のバブル経済崩壊以降、長い低迷期に入った。こうした中で、1995年には新たな世界の貿易ルールとして、包括関税化の実施、農業保護の削減、輸出補助金の削減を進めるWTO農業合意が実施に移された。

欧米先進国へのキャッチアップ過程を終えた日本は、自らの手で経済社会のあり方を模索していかなければならない段階に入り、従来の効率性一辺倒の考え方による様々な歪みへの反省と、調和と共存、健康や暮らしの心地よさ・美しさを優先する価値観への転換など、国民の意識、価値観や生活様式等の全般にわたる変化の兆しも生まれている。

農業分野においては、経営感覚に優れた効率的・安定的経営体の育成をねらいとする構造政策の強化や価格政策の見直し等が進められた。職業としての農業を見直す動きもあり、新規就農成年者数も順次回復傾向にあり、1998年には年間で1万人を超えた。

農村においては、中山間地域等の過疎化や高齢化は引き続き進行しているが、他方、グリーン・ツーリズムをはじめとする都市と農村の交流活動等が活発化してきた。

表 1.1 1960年から2000年までの主な食料・農業・農村指標の推移

|            | 1960年 | 1970年 | 1980年 | 1990年 | 2000年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 食料自給率(%)*  | 79    | 60    | 53    | 48    | 40    |
| 農家戸数(千戸)   | 6,057 | 5,342 | 4,661 | 3,835 | 3,120 |
| 農業就業人口(万人) | 1,457 | 1,035 | 697   | 565   | 389   |
| 耕地面積(千ha)  | 6,071 | 5,796 | 5,461 | 5,243 | 4,830 |

\* 供給熱量ベース

出所：農林水産省

## 第2章 食料・農業・農村基本法の背景

### 2.1 農業基本法（1961年制定）

以上、述べたように、戦後の日本の食料・農業・農村は、そのめまぐるしい時代背景の推移の下、大きく変容してきた。

農業基本法が、1961年のまさに高度経済成長下で制定されている。当時、この農業基本法で考えられていたシナリオは、高度経済成長により、農業の過剰人口が他産業に吸収され、その結果少なくなった農家に農地が集中し、農業の生産性が上がるというものであった。一方、消費者の所得も伸び、農産物の消費も伸びるので農業所得も向上し、他産業従事者と所得も均衡し、自立経営が育成されていくであろうと考えられた。この農業基本法の下、様々な生産政策が積極的に進められ、農業生産性自体はかなり向上したが、他産業との所得格差は依然として大きく残ったままであった。また、農業構造の改善は思うように進まなかった。農家の生活水準自体は他産業のそれとかなり近づいてはきたが、それは農業生産の向上によるよりも、むしろ兼業所得、農外所得によって達成されたものであった。

この原因として一番大きいのは、当初、高度経済成長で他産業に人口がかなり吸収され、残った農家に土地が集中するという目論見があったが、他産業に吸収されるのは若年層が中心で中高年齢層まで転業させるということは難しかったということが挙げられる。さらに、地価が上昇し、農地の資産的保有傾向が強まり、規模拡大、構造政策が思うように進まなかったということも大きな原因として挙げられる。

このように、1961年に策定された農業基本法は、全く政策誘導機能を失ってしまい、最近の新たな社会・経済の動きを踏まえ、新たな基本法の制定の必要性が生じてきた。この新たな食料・農業・農村の直面する新たな課題は、「食料自給率の低下」「農業者の高齢化・農地面積の減少」「農村活力の低下」の3点に大きく整理された。

### 2.2 食料自給率の低下

日本の食料自給率はカロリーベースで42%しかなく(1996年当時)先進国の中で特に低い。今後、世界の食料事情は、人口が2025年には80億人に増えると予想されていること、一方で砂漠化などにより農地の減少も懸念されていること等を背景に逼迫していくことが予想されている。このような状況の中で、日本の食料をこれ以上輸入に依存して良いのかということが大きな論点であった。世論調査(2000年)では、国民の7割以上の方が「日本の将来の食料供給について不安がある」と回答している。

### 2.3 農業者の高齢化・農地面積の減少など

このように日本の食料供給への不安が高まってきている一方で、日本の農地面積や農業者の数は年々減少を続けている。農地面積は、1965年には600万haあったものが、1996年には500万haを切ってしまった。また、農業者の高齢化も進んでおり、今後数年の間に大幅に農業者が減少することが予想されている。

### 2.4 農村の活力の低下

農業生産の場であり、生活の場でもある農村の多くが、高齢化の進行と人口の減少により、活力が低下し、地域社会の維持が困難な集落も相当数見られるようになってきている。

一方、農業・農村に対する期待は高まってきており、健康な生活の基礎となる良質な食料を安定的に供給する役割を果たすこと、国土や環境の保全、文化の伝承などの多面的機能を十分に発揮することなど、大きな役割を果たすものとして、農業・農村の役割に大きな価値を見いだす動きは近年着実に増大している。

1996年に行われた世論調査においては、国民の6割以上が、「農業は、緑、大気、水等の維持培養を図り、洪水などの災害を防止するなど、自然環境と国土の保全に貢献している」と答えている。

### 第3章 食料・農業・農村基本法の基本理念

前章で述べた日本の食料・農業・農村の直面する新たな課題を踏まえ、1999年7月に食料・農業・農村基本法が施行された。この食料・農業・農村基本法の基本理念は以下の4点である。

#### 3.1 食料の安定供給の確保

食料・農業・農村基本法は、食料の安定供給のために、国内生産を基本とした総合食料安全保障政策を確立することを掲げている。

(骨子)

1. 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならない。
2. 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせて行われなければならない。
3. 食料の供給は、農業の生産性の向上を促進しつつ、農業と食品産業の健全な発展を総合的に図ることを通じ、高度化し、かつ、多様化する国民の需要に即して行われなければならない。
4. 国民が最低限度必要とする食料は、凶作、輸入の途絶等の不測の要因により国内における需給が相当の期間著しくひっ迫し、又はひっ迫するおそれがある場合においても、国民生活の安定及び国民経済の円滑な運営に著しい支障を生じないよう、供給の確保が図られなければならない。

#### 3.2 多面的機能の発揮

食料・農業・農村基本法は、農業・農村が有する多面的・公益的な機能の発揮を重視して施策の展開を図ることを掲げている。

(骨子)

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能については、国民生活及び国民経済の安定に果たす役割にかんがみ、将来にわたって、適切かつ十分に発揮されなければならない。

#### 3.3 農業の持続的な発展

農業生産については、農業・農村の有する多面的機能の発揮に重点を置きながら、農業構造の変革を加速して、意欲ある多様な担い手の確保・育成を図ることを基本理念として掲げている。

(骨子)

農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性にかんがみ、必要な農地、農業用水その他の農業資源及び農業の担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた望ましい農業構造が確立されるとともに、農業の自然循環機能（農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。）が維持増進されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

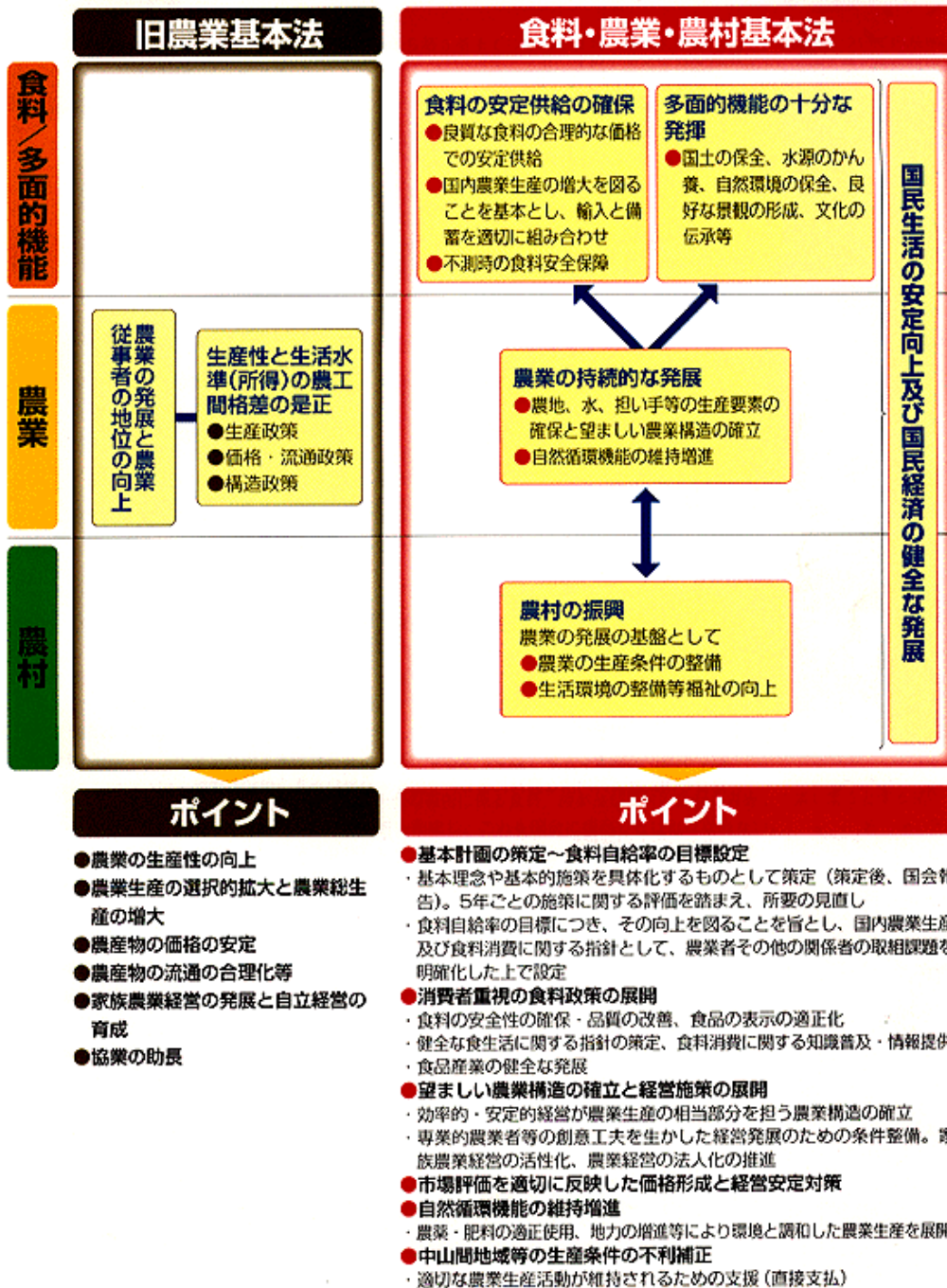
### 3.4 農村の振興

また、同じように、農業・農村の有する多面的機能の発揮を重視しながら、農村の振興を図ることを基本理念として掲げている。

(骨子)

農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない。

# 基本法が目指すもの



出所：農林水産省

## 第4章 食料・農業・農村基本計画

### 4.1 食料・農業・農村基本計画の位置づけ

食料・農業・農村基本法は1999年7月に施行されたが、この基本法に即し、農業の持続的な発展と農村の振興を図り、将来にわたり食料の安定供給及び多面的機能の発揮を確保していくという課題

に対処していくためには、基本法に掲げられた基本理念及び施策の基本方向を具体化し、それを着実に実現していくことが必要である。そのため、基本法においては、基本法に掲げられた基本理念や施策の基本方向を具体化し、それを的確に実施していくための基本的な計画として、食料・農業・農村基本計画を新たに策定することとしている。政府は、この計画に基づき、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、施策の実施に当たっては、適切な時期にその効果に関する評価を行うこと求められている。

なお、この計画については、食料、農業及び農村に関する各種施策の基本となる計画であるという性格を踏まえ、今後 10 年程度を見通して定めるものとするが、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化並びに施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね 5 年ごとに見直し、所要の変更を行うこととしている。

最初の食料・農業・農村基本計画は、2000 年 3 月に策定され、「食料自給率の目標」「食料の安定供給の確保に関する施策」「農業の持続的な発展に関する施策」「農村の振興に関する施策」がその中で明示された。

さらに、この基本計画を踏まえて実施されてきた具体的な施策や、その後の食料・農業・農村をめぐる情勢の変化に対する評価を踏まえ、新たな食料・農業・農村基本計画が 2005 年 3 月に策定された。ここでは、この新たな基本計画の内容について概説する。

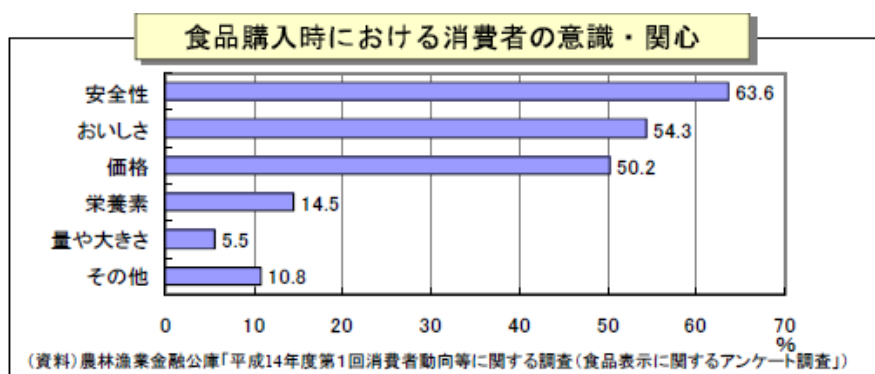
## 4.2 施策についての基本方針

2000 年 3 月に策定された前基本計画以降、以下のような大きな情勢の変化が見られることから、このような変化を的確に受け止め、引き続き基本法に掲げる基本理念の実現に向けて、農政全般の改革を進めていくこととしている。

### 4.2.1 食の安全や健全な食生活に関する関心の高まり

BSE の発生などを契機に食の安全に対する消費者の信頼が揺らいでいる。また、国民の食生活については、栄養バランスの崩れや食習慣の乱れが見られている。そのため、農場から食卓まで一貫して食の安全を確保し、消費者の信頼を回復するとともに、健全な食生活を実現するための取り組みを進めることが必要となっている。

図 3.1 食品購入時における消費者の意識・関心



出所：農林漁業金融公庫「平成 14 年度第 1 回消費者動向等に関する調査（食品表示に関するアンケート調査）」

#### 4.2.2 消費者ニーズの多様化・高度化

消費者の加工食品や外食指向の高まりなどに国内農業が十分対応できていないことから、食品産業は国産だけではなく輸入農産物への依存度を高めている。そのため、家庭用需要だけでなく、加工・業務用需要に対応できる国内農業生産体制に転換していくことが急務となっている。

#### 4.2.3 グローバル化の進展

WTO やアジア諸国等との EPA（経済連携協定）など日本の経済社会のグローバル化が進展しており、構造改革を通じて国内農業の競争力の強化を図るとともに、国境措置に過度に依存しない政策体系を構築することが必要である。一方、アジア諸国の所得水準の上昇により日本の農産物は輸出拡大の好機をむかえていることから、輸出の拡大に向けて、より戦略的な取り組みが必要となっている。

#### 4.2.4 農業の構造改革の立ち遅れ

農業就業人口の減少や高齢化が進展する中で、水田作・畑作といった土地利用型農業を中心に経営規模の拡大が遅れており、農業の生産構造の脆弱化が進行している。そのため、地域農業の担い手を育成・確保するとともに、担い手への農地の利用集積を促進し、構造改革を加速化していく必要がある。

#### 4.2.5 多面的機能や農村に対する期待の高まり

ゆとり・安らぎなどの価値観が重視されるようになる中で、豊かな自然環境や美しい景観に触れ合うことのできる農村への期待が高まってきている。そのため、地域住民だけでなく、都市住民を含めた国民全体の生活を支える共有財産として、農村を振興していく必要がある。

#### 4.2.6 改革に当たっての基本的視点

基本計画に沿った施策の推進に当たっては、以下の視点を踏まえて、既存施策の見直しや新たな施策の構築を行うこととしている。

効果的・効率的で分かりやすい政策体系の構築

消費者の視点の施策への反映

農業者や地域の主体性と創意工夫の発揮の促進

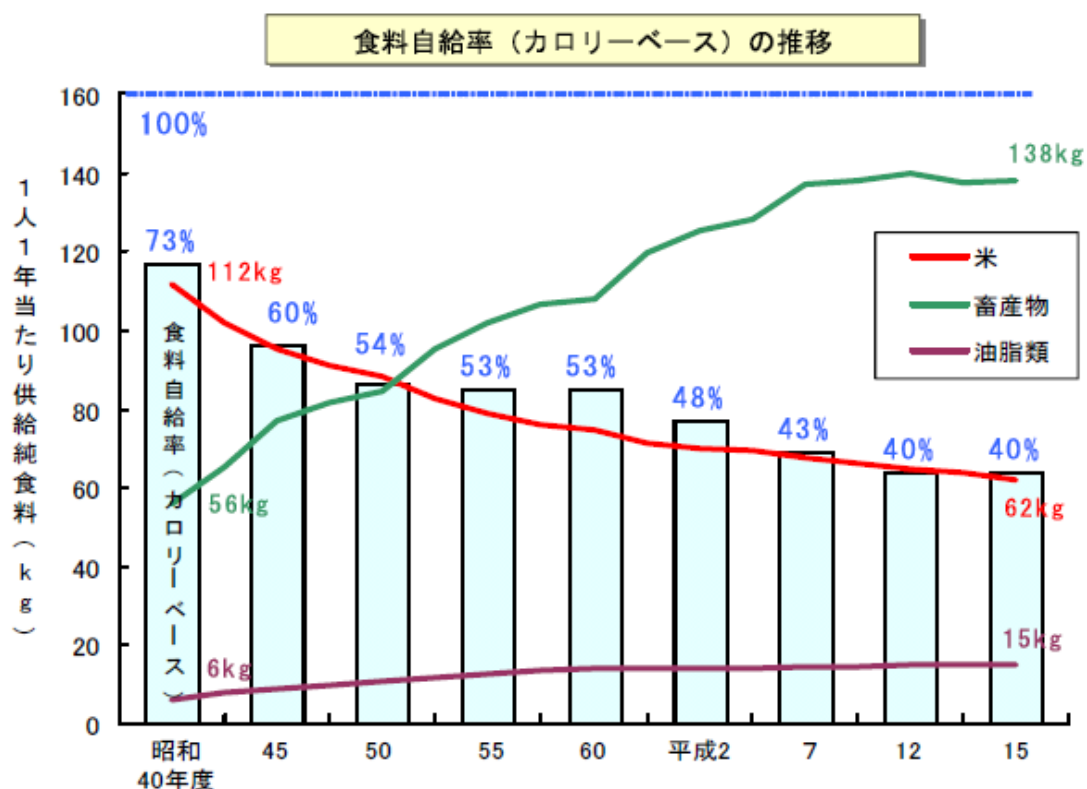
環境保全を重視した施策の展開

農業・農村における新たな動きを踏まえた「攻めの農政」の展開

#### 4.3 食料自給率の目標

2000年に策定した前基本計画においては、2010年におけるカロリーベースの総合食料自給率の目標を45%に設定したが、1999年から2003年までの間の食料自給率の動向をみると、40%と横ばいで推移している。

図 3.2 食料自給率（カロリーベース）の推移



出所：農林水産省

そのため、食料自給率については、将来的にはカロリーベースの食料自給率を5割以上とすることを目指しつつ、実現可能性を考慮して、10年後の平成27年度には45%とする目標を新たな設定した。

また、カロリーベースの目標設定を基本としつつも、カロリーの比較的低い野菜や果実、飼料の多くを海外に依存している畜産物の生産活動を、より適切に示すことができる生産額ベースの食料自給率についても新たに目標化した。

表 3.1 食料自給率の目標設定

|                 | 平成 15 年度 (%) | 平成 27 年度 (%) |
|-----------------|--------------|--------------|
| カロリーベースの総合食料自給率 | 40           | 45           |
| 生産額ベースの総合食料自給率  | 70           | 76           |
| 主食用穀物自給率        | 60           | 63           |
| 飼料用を含む穀物全体の自給率  | 27           | 30           |
| 飼料自給率           | 24           | 35           |

また、今回の目標設定に当たっては、生産及び消費の両面において重点的に取り組むべき事項を以下のとおり明確化した。

[ 重点的に取り組むべき事項 ]

消費面： 分かりやすく実践的な「食育」と「地産地消」の全国展開

米を始めとした国産農産物の消費拡大の促進

国産品に対する消費者の信頼の確保

生産面： 経営感覚に優れた担い手による需要に即した生産の促進

食品産業と農業の連携の強化

担い手への農地の利用集積、耕畜連携による飼料作物の生産等を通じた効率的な農地利用の推進

さらに、自給率向上の取組が迅速かつ着実に実施され、できるだけ早期に向上に転じるよう、国だけでなく、地方公共団体、農業者・農業団体、食品産業事業者、消費者・消費者団体からなる協議会を設立し、適切な役割分担の下で主体的に取り組むこととした。

[ 関係者の主体的取組 ]

・ 地方公共団体：地域の条件や特色に応じて、地域の基幹産業としての農業の振興の取組（地域の食料自給率や地産地消の取組の目標の設定等）

・ 農業者：消費者・実需者ニーズを積極的に把握した農業生産を行うとともに、農地の利用集積等の取組

・ 農業団体：地域農産物の需要・生産の拡大や、担い手の明確化、集落を基礎とした営農組織の法人化等による地域農業の再編、地方公共団体等と連携した地域の各種目標の実現に向けた取組等

・ 食品産業事業者：適切な食品表示による正確な情報の提供、農業との連携を通じた食品流通の合理化や国産農産物市場開発等

・ 消費者・消費者団体：生産者との交流への積極的取組、栄養バランスの改善や食べ残し・廃棄の減少等の食生活の主体的な見直し等

#### 4.4 講ずべき施策

##### 4.4.1 食料の安定供給の確保に関する施策

食の安全と消費者の信頼の確保に向けて、国民の健康を最優先した施策及び、消費者への情報提供を以下のとおり推進することとしている。

###### (1) 食の安全と消費者の信頼の確保

科学的原則に基づいたリスク管理を通じ、農場から食卓までの食の安全を確保するとともに、原産地表示の推進やトレーサビリティの導入拡大を通じ、消費者の信頼を確保する。

###### (2) 望ましい食生活の実現に向けた食育の推進

適正な食事の摂取量を分かりやすく示したフードガイド（仮称）の策定・活用を始め、世代別の対象に合わせた実践的な食育の取組を国民運動として推進し、国民一人一人が食について考え判断できる能力を養成する。

###### (3) 地産地消の推進

生産者と「顔が見え、話ができる関係」で地域の農産物・食品を購入する機会を消費者に提供するとともに、地域の農業と関連産業の活性化を推進する。

#### (4) 食料の輸入の安定確保と不測時における食料安全保障

EPAの締結等を通じた食料輸入の安定化・多元化、適切かつ効率的な備蓄、食料安全保障マニュアルの点検・整備等を推進するとともに、途上国への技術協力・資金協力や食料援助、国際的な食料備蓄体制の整備を推進する。

### 4.4.2 農業の持続的な発展に関する施策

需要に即した生産を行う経営感覚に優れた農業経営が中心となった農業構造の確立に向けて、以下の施策を集中的・重点的に実施することとする。

#### (1) 望ましい農業構造の確立に向けた担い手の育成・確保

意欲と能力のある担い手の育成・確保を図る観点から、今までの、幅広い農業者を一律に対象とする施策体系を見直し、認定農業者制度の活用により、地域における担い手を明確化し、これらの者を対象に、施策を集中的・重点的に実施する。

また、集落を基礎とした営農組織のうち、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものも担い手として位置付ける。さらに、小規模農家や兼業農家も、担い手となる営農組織の一員となることができるよう、農地の利用集積を図りつつ、営農組織の育成と法人化を推進する。

#### (2) 人材の育成・確保等

就業形態や性別等を問わず、新規参入を促進し、幅広い人材を確保する。さらに、女性の農業経営、地域社会への参画を促進するとともに、高齢者が生きがいを持って活動するための取組を促進する。

新規就農者等の推移

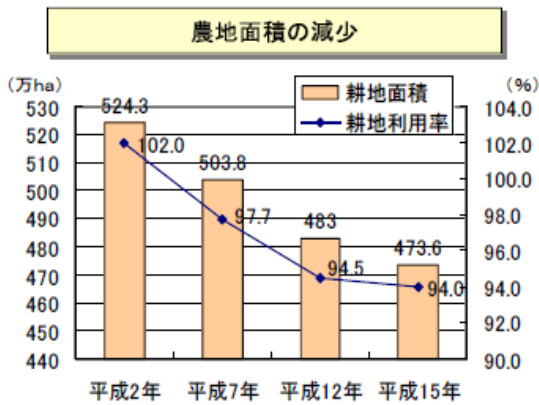
|       | 新規就農青年(39歳以下) |               | 中高年(40歳以上の離職就農者)(千人) | 合計(千人) |
|-------|---------------|---------------|----------------------|--------|
|       | (千人)          | うち新規学卒就農者(千人) |                      |        |
| 昭和60年 | 20.5          | 4.8           | 15.7                 | 93.9   |
| 平成2年  | 4.3           | 1.8           | 2.5                  | 15.7   |
| 7年    | 7.6           | 1.8           | 5.8                  | 48     |
| 12年   | 11.6          | 2.1           | 9.5                  | 77.1   |
| 15年   | 11.9          | 2.2           | 9.7                  | 80.2   |

資料：農林水産省「農業構造動態調査」

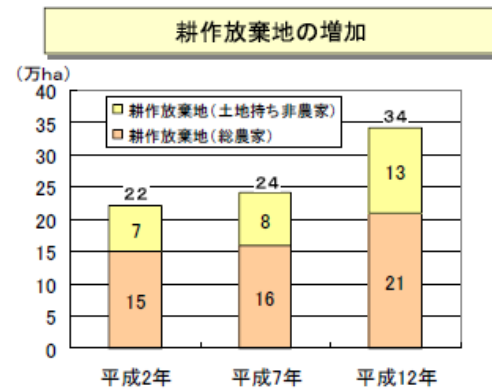
出所：農林水産省「農業構造動態調査」

#### (3) 農地の有効利用の促進

優良農地の確保と有効利用の促進の観点から、担い手への農地の利用集積を推進するとともに、耕作放棄地の発生防止・解消のための施策の充実や、株式会社等のリース方式での参入する仕組みを全国的に展開する。



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」



資料：農林水産省「農林業センサス」

注：農家とは、経営耕地面積が10a以上の世帯をいい、土地持ち非農家とは、農家以外で、耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有している世帯をいう。

\*農家とは、経営耕地面積が10a以上の世帯をいい、土地持ち非農家とは、農家以外で、耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有している世帯をいう。

出所：農林水産省「耕地及び作付け面積統計」、「農林業センサス」

#### (4) 経営安定対策の確立

品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換する。

#### (5) 多様な経営発展の取組の推進

農産物の加工・直売等の経営の多角化や、契約栽培や環境保全型農業への取組も含んだ経営の複合化など、経営発展に向けた多様な取組を推進する。

#### (6) 農業と食品産業の連携の促進

今後も増大が見込まれる加工・外食用需要に対応した取組を推進するとともに、地域における食品産業関連の産学官の連携の形成や産地ブランドの振興等を通じて、農業と食品産業との結びつきや異業種の知恵の活用を強化する。

#### (7) 農産物・食品の輸出の促進

日本の高品質な農産物の特性を活かした輸出を促進するため、関係者が連携し、通年の販売促進や輸出ニーズに対応した産地づくり、EPA等を通じた輸出先国の市場アクセス改善など、総合的な取組を推進する。

#### (8) 経営発展の基礎となる条件の整備

生産現場のニーズに直結した新技術の開発・普及を進めるとともに、農業生産資材費の一層の低減を促進する。

#### (9) 農業生産の基盤の整備

地域の営農ビジョンに即し、担い手の育成・確保の契機となる農業生産基盤の整備や農地・農業水利施設等の適切な更新・保全管理等を推進する。

#### (10) 農業生産環境施策の導入

日本農業全体を環境保全を重視したものに転換するため、農業者が取り組むべき規範を策定し、それを実践する農業者に対して各種支援策を講じたり（クロス・コンプライアンス）環境負荷の大幅な低減を図る先進的取組への支援を行う。

#### （11）バイオマス資源の利活用

廃棄物系バイオマスだけでなく、未利用バイオマスや資源作物の利活用を積極的に推進することにより、食料生産の枠を越えた農業の新たな展開を促進する。

#### 4.4.3 農村の振興に関する施策

農地・農業用水等の資源が、将来にわたって良好な状態で保安全管理されるよう、地域住民等が一体となった活動を促進することとしている。

##### （1）資源保全施策の構築

農地・農業用水等を適切に保安全管理するため、地域住民等が一体となり、農村環境の保全等にも役立つ効果の高い取組を促進する。

##### （2）農村経済の活性化

先進事例の全国への発信等の取組を通じ、地域の特色を活かした多様な産業の育成を図るとともに、中山間地域等では農業生産条件の不利の補正等を継続的に実施することにより、農村経済を活性化させる。

##### （3）都市と農村の共生・対流

グリーン・ツーリズムの取組を充実させるなど、都市と農村の共生・対流を推進する。

##### （4）快適で安全な農村の暮らしの実現

道路、污水处理施設、情報通信基盤等の生活環境の整備や、高齢化に対応した医療・福祉等のサービスの充実、治山・治水対策、土砂災害対策、道路防災対策、農地防災対策等の防災対策を推進する。

#### 4.4.5 団体の再編整備に関する施策

関連する諸制度の在り方の見直しに併せた、団体（農業協同組合、土地改良区等）の効率的な再編整備を推進する。

#### 4.5 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

以上の施策を総合的、計画的に進めるために、以下の事項を定めている。

内閣総理大臣を本部長とする食料・農業・農村政策推進本部を中心に、政府一体となった施策の推進

施策具体化の工程を明らかにし、政策評価を活用して計画的に推進

目的に応じた施策の選択と集中的実施を通じ、財政措置を効率的かつ重点的に運用

情報公開と国民との意見交換を通じ、施策決定・実行の透明性を確保

施策の効果的・効率的な推進のための体制を整備

## 第5章 終わりに

食料・農業・農村基本法は、新たな理念の下に政策体系を再構築したものであり、21世紀における食料、農業及び農村に関する施策の基本指針となるものである。

この基本法に即し、農業の持続的な発展と農村の振興を図り、将来にわたり食料の安定供給及び多面的機能の発揮を確保していくことは、政府はもとより、農業者、食品産業の事業者及び消費者、更には地方公共団体や食料、農業及び農村に関する団体も含め、関係者全体が取り組むべき国民的課題である。関係者の不断の努力により、基本法の基本理念及び施策の基本方向が着実に具体化していくことが求められている。

### 参考資料

農林水産省ホームページ

図説食料・農業・農村白書 平成12年度版 農林統計協会

わかりやすい食料・農業・農村基本計画 (2000年11月) 大成出版社